

東京学芸大学紀要編集委員会要項の一部改正について

改正理由：紀要編集委員会の名称を紀要編集部会に変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<u>東京学芸大学学術情報委員会紀要編集部会要項</u> (趣旨) 第1条 この要項は、東京学芸大学学術情報委員会規程（平成20年規程第5号。以下「規程」という。）第9条<u>第1項及び第4項</u>の規定に基づき、学系ごとに置く<u>東京学芸大学学術情報委員会紀要編集部会</u>（以下「<u>編集部会</u>」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (構成) 第2条 <u>編集部会</u>は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 当該学系に所属する規程第4条第2号委員 2名 (2) 当該学系の各講座主任 (3) 第3条の<u>編集長</u>が委嘱する教員 若干名 (<u>編集長等</u>) 第3条 <u>編集部会</u>に<u>編集長</u>及び<u>副編集長</u>を置き、前条第1号の委員の互選により定める。 (審議事項) 第4条 <u>編集部会</u>は、次の各号に定める事項を審議する。 (1) 東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の編集及び編集計画の立案に関すること。	<u>東京学芸大学紀要編集委員会要項</u> (趣旨) 第1条 この要項は、東京学芸大学学術情報委員会規程（平成20年規程第5号。以下「規程」という。）第9条<u>第2項</u>の規定に基づき、学系ごとに置く<u>東京学芸大学紀要編集委員会</u>（以下「<u>編集委員会</u>」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (構成) 第2条 <u>編集委員会</u>は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 当該学系に所属する規程第4条第2号委員 2名 (2) 当該学系の各講座主任 (3) 第3条の<u>委員長</u>が委嘱する教員 若干名 (<u>委員長等</u>) 第3条 <u>編集委員会</u>に<u>委員長</u>及び<u>副委員長</u>を置き、前条第1号の委員の互選により定める。 (審議事項) 第4条 <u>編集委員会</u>は、次の各号に定める事項を審議する。 (1) 東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の編集及び編集計画の立案に関すること。

(2) 紀要の原稿の整理に関すること。 (3) その他当該学系における紀要の編集に関する事項 (庶務) 第5条 <u>編集部会</u>に関する庶務は、当該学系が処理するものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成 21 年 4 月 9 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。</u>	(2) 紀要の原稿の整理に関すること。 (3) その他当該学系における紀要の編集に関する事項 (庶務) 第5条 <u>編集委員会</u>に関する庶務は、当該学系が処理するものとする。 〔省略〕
---	--